

堺市社会福祉事業団 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年4月1日～平成29年6月30日までの3年3か月間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成26年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成27年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーの実施について再検討を行う。

<対策>

- 平成26年 6月～ 各所属での実施状況調査
- 平成26年10月～ 所属毎の改善点等の検討
- 平成27年 1月～ 見直し後のノー残業デーの実施

目標3：小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の導入について検討する。

<対策>

- 平成27年 6月～ 職員へのアンケート調査等による現状及び課題の把握
- 平成28年 4月～ 制度の導入についての検討